

Ⅲ 原産地証明書識別の4桁化<2>

平成27年12月24日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第20回WG後の意見等報告

項番	意見・要望等	検討内容（回答）
1	<p>(意見) (関係団体) (海上 通関WG委員) 原産地証明識別 (4桁) の入力欄について、「原産地種別 2桁」、「原産地証明者等区分 1桁」、「貨物種類区分 1桁」の3つの窓に分けるという案がワーキング時に出ていたが、それに賛同の意見が所属団体の会員から多く出ていた。</p> <p>(意見) (航空 通関・物流等WG委員) 「原産地種別 2桁」、「原産地証明者等区分 1桁」、「貨物種類区分 1桁」、それぞれの画面上の入力欄を分けてみてはどうか。</p>	<p>将来的にT P Pにおける税率が導入されることを考慮すると、これまでの提案通り「原産地証明書識別 (4桁)」を1欄にする入力方法が適当と考えます。よって、当該欄を分割入力欄とすることは行いませんが、「貨物種類」コードの「R」及び「N」を入力する場合に限り、入力方法を簡素化致します。詳細は2ページ参照下さい。</p>
2	<p>(意見) (関係団体) (航空 通関・物流等WG委員)</p> <p>① 4桁化する理由等、概ね理解することができたが、コードの数を極力少なくまとめられないか。4桁のコード体系の内、【貨物の種類】について以下を要望する。</p> <p>(1) 一般特惠とE P Aの原産地証明書提出猶予のコードを一本化できないか。 【参考】原産地証明書提出猶予コード：一般特惠「M」、E P A「L」</p> <p>(2) 「R：貨物、インボイス等により原産地が確認出来る貨物【CO等提出なし】」と「N：原産地を確認できない貨物【CO等提出なし】」は分ける必要があるのか。インボイス等に含まれる書類の範囲を明確にする必要もあり、そもそも分けること自体を再検討していただきたい。</p> <p>② E P A等の協定(特惠)税率を使用しない通常の申告については、「貨物種類区分」1桁のみの入力可能とする現行と同じ仕様にできないか。</p>	<p>① (1) 【貨物の種類】のコードについては、一般特惠関税、EPA、WTOと大きく3つの体系に分けております。原産地証明書提出猶予のコードを一本化した場合には、3つの体系に加え、新たに一般特惠関税及びE P A共通という区分を作ることとなります。利用者にとってかえって分かりづらい体系・コードとなるため、重複項目についても、一般特惠関税、E P Aそれぞれにコードを設定しています。</p> <p>① (2) 「貨物、インボイス等で原産国が確認できる貨物」の識別コードRを入力した場合、基本税率、暫定税率、協定税率の中で最も低い税率が自動で適用され、「原産地が確認できない貨物」の識別コード「N」を入力した場合は、基本税率又は暫定税率が適用される仕様となっているため、両コードの一本化はできません。</p> <p>② 原産地証明書識別は、税率を取得するKeyとして利用される項目であり、第6次では4桁化自体がKeyとなることからご要望にはお応えすることはできません。ただし、項番1の回答でもご提案した「貨物種類」コードの「R」及び「N」を入力する場合に限り、入力方法を簡素化致します。詳細は2ページ参照下さい。</p>

2. 原産地証明書識別の入力方法の対応（貨物種類コード「R」等を入力する場合）

原産地証明書識別コード入力欄に貨物の種類コード「R」又は「N」1桁を入力した場合に限り入力方法を以下のとおり変更いたします。なお、これまでの提案通り4桁で入力することも可能とする。

輸入申告事項登録画面（サンプル）

輸入申告事項登録

ファイル(E) 表示(V)

共通部 繰返部

1 / 25

原産地* US - R

原産証明書識別の入力を簡素化する
「WKOR」⇒「R」
「WKON」⇒「N」

輸入申告入力控（サンプル）

IDC 輸入申告

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

1 / 99

原産地 US-USA -WKOR

「R」を入力した場合、以下のとおり4桁のコードが補完される。

<参考> 第6次NACCSにおける原産地証明書識別のコード体系（前回WGに提示済み）

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（4桁）の体系 = 原産地（申告）種別（2桁） + 原産地証明者等区分（1桁） + 貨物の種類（1桁）

原産地（申告）種別		原産地証明者等区分	貨物の種類			
WK	国定・WTO協定	T 輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）	一般 特 恵	A 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】		
GS	一般特恵	A 認定輸出者による自己証明（原産地申告）		J 自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等及び自国関与証明書を提出】		
SG	日シンガポール経済連携協定	P 製造者による原産品申告書		B 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等及び累積加工製造証明書を提出】		
MX	日メキシコ経済連携協定	E 輸出者による原産品申告書		P 自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等を提出】		
MY	日マレーシア経済連携協定	I 輸入者による原産品申告書		C 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】		
PH	日フィリピン経済連携協定	O 原産地証明書等の提出が不要な場合		T 少額貨物扱い【CO等提出なし】		
CL	日チリ経済連携協定	※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む		M 特恵用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物		
TH	日タイ経済連携協定			1 E P A 関税割当品目で、E P A 関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【E P A 関割証明書及びCO等を提出】		
BN	日ブルネイ経済連携協定			2 E P A 関税割当品目でE P A 関割証明書があり、少額扱い貨物【E P A 関割証明書提出、CO等提出なし】		
ID	日インドネシア経済連携協定			3 E P A 関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【E P A 関割証明書提出、CO等提出なし】		
VN	日ベトナム経済連携協定		4 E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】			
CH	日スイス経済連携協定		5 少額扱い貨物【CO等提出なし】			
IN	日インド包括的経済連携協定		6 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】			
PE	日ペルー経済連携協定		7 E P A に基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物			
AU	日オーストラリア経済連携協定		E P A	G 協定用原産地証明書の提出がある貨物【CO等を提出】		
AS	日アセアン包括的経済連携協定			R 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【CO等提出なし】		
E P A 単位にコードを付与することにより選択が容易となる。		・将来新たな区分が発生した場合も対応が可能。 ・現在、記事（税関）欄等に入力している事項の項目化		S 輸入割当等公表告示三-8に規定する原産地証明書がある貨物【CO等を提出】		
				N 原産地が確認できない貨物【CO等提出なし】		
				W T O 国 定 協 定	・現在28種類あるコードを18種類に整理（10コード削除）	